

国家人口審議会

国家人口審議会および州人口審議会の技術要員のための
学外人口教育及び訓練プロジェクト。

1986年度

1985年11月

1. 前置きと概要

国家人口審議会は、大統領を代表とする、大蔵省、労働省、厚生省、外務省、農業改革省、内務省から構成される一つの省間機関である。

当機関は、人口一般法に規定された数々の機能をもつ。なかでも情報及び一般向けオリエンテーションプログラムの作成と普及のための機能、また公的民間諸団体、国内、外国諸団体、地方、連邦及び国際諸団体といったあらゆる種類の団体に対して、適切な協定を結び人口分野における助言、援助を行うという他者、他団体の活動における参加協力ベースとしての機能をもち、同様に、決められた人口家族計画に基づいて種々の公的機関、団体が実施するプログラムを評価し、そうした計画の遂行のため必要な手段、方法を提案するという機能をもっている。

上記の機能に従って、下記の7つの特別計画プログラムからなる国家人口計画が作成された。

- ・ 人口開発調査国家プログラム：主な目的は、様々な人口現象とその社会経済との関係についての知識、情報の作成、普及、応用であり、人口政策、開発政策のオリエンテーション続行のため必要不可欠な診断ベースをもたらしものである。
- ・ 人口動勢分布国家プログラム：上述のプログラムによって作成、分類された情報を基に、人口現象を調整する業務を行う。
- ・ 家族向け人口分野国家プログラム：人口政策の範囲内での家族（社会の基本グループ人口分析単位）の経済社会文化条件の向上を優先活動路線としてうちだしている。
- ・ 開発への女性参加行動国家プログラム：国内の人口の半分を占める女性の当国の経済政治社会文化のプロセスへの全体参加と再編入を優先活動路線としてうちだしている。
- ・ 原住民団体向け人口分野国家プログラム：原住民団体の経済社会文化条件の向上を優先活動路線としてうちだしている。このプログラムは当国のように現存する諸民族が保持してきた偉大な文化財産が失われる危機に直面している国においては非常に重要なものといえる。
- ・ 家族計画国家プログラム：主に母子の罹病率、死亡率を減らして、家族の健康状態を向上させることに貢献しようとするものである。
- ・ 人口教育国家プログラム：開発とともに起こる人口問題に実現性ある解決策を見出し、またそれを分析することによって生活水準の社会向上のため個人、家族、共同体の自覚ある積極的な参加をうながすことに貢献することを目的とする。

さて人口政策の目的は、次の2つの補足的方法によって達成されると言えよう。すなわち、

- ・ 人口動勢への社会経済プログラムの適合化と、
- ・ 家族計画国家プログラムおよび人口教育国家プログラムの関与する住民の積極的かつ自覚ある参加によるプログラム修正

である。

後者は、国家人口政策の基本教育活動に貢献するものであり、我々に影響をおよぼす。また我々全員が一致する人口現象の修正において、責任ある情報を十分得た方法で参加するため必要な基礎を個人や家族に提供する。形成プロセスに基づいて、その目的を達成しようとするものである。

人口の価値観、行動規準、姿勢について考察する学識分野として以下のものがある。

人口と開発。 人口と環境。 性と家族生活。

このプログラムのための具体的行動は社会文化の範囲内で実施されるべきであり、また公的、

私的、社会的セクションが次の2つの基本要請システムを通して実施するものである。すなわち
学校教育システムと
学外教育システム。

である。

前者の学校教育システムにおいては、様々な教育レベルのカリキュラムにおいて、この訓練をとりこむことが必要であり、後者の学外教育システムにおいては、マスコミュニケーションやプログラムの制度化、地方分散といった行動を通じて、人口の異なった組織形態（機関・団体にいきとどくようになされるべきであるこれにおいては、公的、私的、社会的セクションの組織や諸団体および最近設立された州人口審議会などが重要な役割をになうこととなる。

プログラムの制度化という概念は、こうした意味では、機関や組織が、行政的、法的手段に裏づけられながら、各自にわりあてられた役割に従い、なお、かつ国家開発計画の方針にもとづいて人口教育普及のため各自の責任をになうというプロセスとして解釈されるものである。

国家開発計画は、社会参加を推進するものであり、公的セクションの諸機関にとっては義務的性格のもので、州政府の介入については、協力協定に基づかねばならず、また、私的機関にとっては、協和と導入という手続きを通して行われるものである。

他方、ミゲル・デ・ラ・マドリ大統領率いる政府によってすすめている地方分散化は、各共同体、市町村、団体が各々の問題点を認識し、その問題点の解決策をいくつか提案する権利を再評価する可能性をもたらすものであり、当然のこととして、人口政策の地方分散化もこうしたプロセスの一部を成すもので、これから先各州あるいは各市町村の人口計画について責任をになうこととなる相応の州および市町村の人口審議会の組織をとおしてくりひろげられよう。

しかしながら、上記のような責任をになうには当該業務を遂行するために必要な人材、資金、資材を事前に考慮に入れねばならない。このため、国家人口審議会が必要な助言および技術援助を各団体に提供しながら、協力していくこととなる構成・訓練期間が想定されている。

2. 目的

- 2.1. 州人口審議会および市町村人口審議会の組織援助。
- 2.2. 各州審議会のプログラム担当の技術要員の訓練養成。
- 2.3. 州審議会と共同で、連邦レベルの種々の組織と合同署名した協約や計画を批准、拡大する。
- 2.4. 学外分野、訓練分野における人口教育プロジェクトの遂行において州審議会を援助する。

3. 戦略

この副プロジェクトに関する1984-1988年の戦略は、左記の期間中に、実際の社会経済状況に基づいた、また各州、市町村、団体の人口現象に特に合致した人口政策のプラン及びプログラムの作成を行えるよう、組織間の構造を強化することを目的とする。

3.1. これは、次の2つのグループから成る行動全般を考慮するものである。

— 州審議会の人員：プログラムの構成および遂行を担当する者で、州の政策を支える理論と研究の実施のための訓練を受け、また市町村審議会や参加機関の技術要員養成のための訓練を受けた者。

— 市町村審議会の人員：明確な要請に応じて、州審議会がその構造を確定し、強化するまで

の間国家審議会はその機能をうけおい、市町村レベルでのプロモーション活動および人材養成において、市町村審議会き人員と行動をコーディネートする。

3.2. このプロジェクトの戦略は次の7段階を想定したものである。

—プログラムに関して州当局および市町村当局の認識を高める。

—州議会の人員が人口教育の理論及び方法学の基礎を習得できるように訓練する。

—各団体における州別、セクション別、市町村別モデルの作成を援助する。

州及び市町村単位で、連邦レベルの種々の機関や組織との間に設定された協定を批准または改新する。

—人口教育普及者の養成。国家人口審議会は州審議会と協同で、1984—1988年の期間中、漸次、各地の人口プログラムにとり入れられていく実施行動を継続していくため、人口教育普及者グループの認識を高め訓練していくため事前に決められた約束事項を遂行する。

—州審議会が適当であると判断する場合、国家人口審議会は市町村レベルでのこのプロセスを支援する。

—対象人口への対応。

現在進行中の地方分散化とプログラムの推進に応じて、いまだ相応の情報サービスの提供をうけられない対象人口グループからの要求が連邦団体にて生みだされているが、こうした人口審議会のまだ設定されていない州では、国家人口審議会が、それらの州と共同で、上記の要求に直接対応する。そして後には相応の市町村、州が独自で対応できる方向へもっていく。

4. 1986年度活動計画

1986年度計画は下記の行動から成る。

4.1. 人口教育全国研修

日時：1986年2月

期間：5日間

参加者：州審議会の技術要員

目的：州審議会の人口教育プログラム担当人員に、人口教育プログラムの作成、遂行のための基本理論、基礎技術および基本戦略を提唱する。

4.2. 人口プロジェクトについての4地方での研修（北部、北西部、中央部、南部）

日時：1986年2月

期間：5日間

参加者：州審議会技術要員

目的：州審議会の人員に人口現象の特徴と性質の理解及び人口現象の社会経済開発プロセスとの相互関係の理解にもとづいて、人口プロジェクト、を作成、遂行するための基礎情報を提供する。

4.3. 統計資料についての地方研修（北部と南部）

日時：1986年4月

期間：5日間

参加者：州審議会の技術要員

目的：特にマイクロコンピューターに応用可能なものをはじめとする現在の種々の統計資料の適切な使用と操法について参加者に教授する。

4.4. 人口分析研修

日時：1986年5月

期間：5日間

参加者：州審議会の技術要員

目的：各州において、参加者が、人口分析を実施できるように理論、方法学、技術の基
本を提供する。

4.5. 人口教育の継続についての2地方会議（北部、南部）

日時：1986年8月

期間：2日間

参加者：州審議会の技術要員

目的：継続プロセスの進捗状況を検討し、現行の活動方針を批准、再計画する。

上記4.1.～4.5.の活動については、国家人口審議会は必要なあらゆる資源を提供する。それらは連邦団体にとって1986年計画に構成されるものである。

4.6. システム38基礎研修

日時：1986年1月

期間：4日間

参加者：国家人口審議会および州審議会の情報分野の中堅人員。

費用：16万ペソ

4.7. システム38実用プログラム研修

日時：1986年1月

期間：2日間

参加者：国家人口審議会および州審議会の情報分野の中堅人員。

費用：22万ペソ

4.8. システム38応用ラボラトリー

日時：1986年1月

期間：10日間

参加者：同上

費用：40万ペソ

4.9. コミュニケーション・データ概念研修

日時：1986年2月

期間：4日間

参加者：同上

費用：16万ペソ

4.10. システム38 RPG III ラボラトリー

日時：1986年2月

期間：5日間

参加者：同上

費用：40万ペソ

4.11. システム38オペレーション研修

日時：1986年2月

期間：4日間

参加者：同上

費用：44万ペソ

4.12. システム38DIF ラボラトリー

日時：1986年2月

期間：4日間

参加者：同上

費用：55万ペソ

4.13. 一般ラインモデル研修

日時：1986年2月

期間：10日間

参加者：国家，州審議会の統計分野の中堅人員。

費用：25万ペソ

4.6-4.13の活動における一般的目的は、情報分野の人員にコンピュータ機器付属品の使用とオペレーションについて基礎知識を提供し、統計分野の人員に一般ラインモデルにおける中心技術を提供し、人口データの分析、評価、解釈の可能性を広げることである。

上述の費用は各研修につき10名の参加者に相応するものであり、参加者は、国家人口審議会の人員より選出される予定である。それ以外も州審議会より2名が各研修に招待されるよう提案されている。総費用は304万6千ペソであり、JICAに要請する予定である。

5. 評価と継続

人口一般法の規定第12条にて、国家人口審議会は計画の初期、戦略および結果について評価のプロセスを推進することが定められている。この責任は、種々のプログラムを担当する機能構造単位の各単位に相応するものである。

学外人口教育、訓練プログラムの場合、評価プロセスは、結果の測定という線を超えて継続して情報を提供するフィードバックシステムを構成し、それを基にして、目的目標に応じて達成された進歩が記録されると同時に、諸人口グループがその特殊な現実の機能と限定された時機において支配をする価値観、行動基準、姿勢についての知識を豊富にするものであり、応用教育モデルを完成し、あるいは必要であれば同モデルを再構成、修正するために、普及者のもつ知識を深め、それをより現実的なものとする必要が見い出され、応用教育モデルの評価がなされる。

国家人口審議会

教育者向け学外人口教育，訓練プロジェクト
副プロジェクト：師範学校

1985年11月

1. 前置きと概要

国家人口審議会は、大統領を代表とする、大蔵省、労働省、厚生省、外務省、農業改革省、内務省から構成される一つの省間機関である。

当機関は、人口一般法に規定された数々の機能をもつ。なかでも情報及び一般向けオリエンテーションプログラムの作成と普及のための機能、また公的・民間諸団体、国内、外国諸団体、地方、連邦及び国際諸団体といったあらゆる種類の団体に対して、適切な協定を結び人口分野における助言、援助を行うという他者、他団体の活動における参加協力ベースとしての機能をもち、同様に、決められた人口家族計画に基づいて種々の公的機関、団体が実施するプログラムを評価し、そうした計画の遂行のため必要な手段、方法を提案するという機能をもっている。

上記の機能に従って、下記の7つの特別計画プログラムからなる国家人口計画が作成された。

- ・ 人口開発調査国家プログラム：主な目的は、様々の人口現象とその社会経済との関係についての知識、情報の作成、普及、応用であり、人口政策、開発政策のオリエンテーション続行のため必要不可欠な診断ベースをもたらしものである。
- ・ 人口動勢分布国家プログラム：上述のプログラムによって作成、分類された情報を基に、人口現象を調整する業務を行う。
- ・ 家族向け人口分野国家プログラム：人口政策の範囲内での家族（社会の基本グループ人口分析単位）の経済社会文化条件の向上を優先活動路線としてうちだしている。
- ・ 開発への女性参加行動国家プログラム：国内の人口の半分を占める女性の当国の経済政治社会文化のプロセスへの全体参加と再編入を優先活動路線としてうちだしている。
- ・ 原住民団体向け人口分野国家プログラム：原住民団体の経済社会文化条件の向上を優先活動路線としてうちだしている。このプログラムは当国のように現存する諸民族が保持してきた偉大な文化財産が失われる危機に直面している国においては非常に重要なものといえる。
- ・ 家族計画国家プログラム：主に母子の罹病率、死亡率を減らして、家族の健康状態を向上させることに貢献しようとするものである。
- ・ 人口教育国家プログラム：開発とともに起こる人口問題に実現性ある解決策を見い出し、またそれを分析することによって生活水準の社会向上のため個人、家族、共同体の自覚ある積極的な参加をうながすことに貢献することを目的とする。

さて人口政策の目的は、次の2つの補足的方法によって達成されると言えよう。すなわち、

- ・ 人口動勢への社会経済プログラムの適合化と、
- ・ 家族計画国家プログラムおよび人口教育国家プログラムの関与する住民の積極的かつ自覚ある参加によるプログラム修正

である。

後者は、国家人口政策の基本教育活動に貢献するものであり、我々に影響をおよぼす。また我々全員が一致する人口現象の修正において、責任ある情報を十分得た方法で参加するため必要な基礎を個人や家族に提供する。形成プロセスに基づいて、その目的を達成しようとするものである。

人口の価値観、行動規準、姿勢について考察する学識分野として以下のものがある。

人口と開発。 人口と環境。 性と家族生活。

このプログラムのための具体的行動は社会文化の範囲内で実施されるべきであり、また公的、

私的、社会的セクションが次の2つの基本要請システムを通して実施するものである。すなわち
学校教育システムと
学外教育システム。

である。

前者の学校教育システムにおいては、様々な教育レベルのカリキュラムにおいて、この訓練をとりこむことが必要であり、後者の学外教育システムにおいては、マスコミュニケーションやプログラムの制度化、地方分散といった行動を通して、人口の異なった組織形態（機関・団体にいきとどくようになされるべきである。

制度化という概念は、こうした意味においては、行政的手段及び法的手段に裏づけられた諸機関や諸組織をとおして、人口教育を普及するという独自の責任をになう一つのプロセスとして理解されるものである。

人口政策の地方分散については、現在までに29の州審議会が設置され、それらは、漸次、各地区での人口計画について責任をになうようになってゆき、また相応する制度化プロセスの責任をになうようになっていくものである。

こうした2つの行動は次の4つの基本的実施プログラムをとおして実行されてきた。

- a) 概念基本開発プログラム：その主な業務はプログラムの応用の基礎となる概念枠の作成である。
- b) 人口分野学校教育プログラム：その最終目的は、国内の教育システムの様々な水準のカリキュラムに人口教育を組み込むことである。
- c) コミュニケーション総合プログラム：マスコミュニケーションの手段を通して、人口教育に関係した活動に国民が積極的に参加するように、認識を高めることである。
- d) 学外人口教育、訓練プログラム：学校教育システムにふくまれない公的、私的、社会的セクションの機関、組織において人口教育の制度化をはかるものもある。

このプログラムは人口タイプに応じて6つのプロジェクトから成る。中でも最も重要なものの一つは、この書類に記されている、教育者のための学外人口教育、訓練プロジェクトであり、下記のような目的を達成するため、特に重要な特徴を全体に集めたものである。

- 教育機能にもとづいて学校教育プログラムに参加する。そのために、人口教育の概念方法学、戦略の基礎を必要とする。
- 人口教育の一分野あるいはいくつかの分野と関係のある内容を実際に操作し、教授する。
- 影響下の地区の都市共同体、農村共同体が参加する業務を実行する。

父親、母親として、また経済活動を行っている個人として、人口現象に影響を与える決定を下すものとして、すなわち、出産、家族の形成、居住地の選定等の決定を下すものとして、社会的教育的機能をはたしている成熟期の成年男女から成る大多数の人口グループとはまた別に、このグループは、こうした訓練に関して第1の優先順位をつけられるものである。

様々な教育者から成る、教育者の大世界において、メキシコ国民のうち80%が少なくとも小学

校の3学年か4学年の教育を受けたことがあり、またその60%がその後、おおかた人口現象と開発プロセスにまさに関係する原因により、現時点までは教育システムに属していないことを考慮に入れると、初等教育に従事する教育者は独自の重要性をもっている。

このため、初等教育レベルの教育プログラムに人口教育をふくめることの重要性が生じてくるのである。

そして、そのためには、個人や家族の参加が全体の人口の現実として、实际的に反映されるように、この訓練の総体化という真の意味を理解した上で、知識の総合概念を基本として、研究を行えるように、しかるべく情報処理、解釈、分与の訓練をうけた教員の養成が必要となってくるのである。

上記にもとづき、プログラムの目的は次のとおりである。

2. 目 的

2.1. 一般目的

- 2.1.1. 小学校教師全員に人口教育普及者として活動できるよう基本を提供する。
- 2.1.2. 初等教育の生徒たちに人口教育の基礎を教える。
- 2.1.3. 初等教育の生徒たちの両親に人口教育の情報、オリエンテーションを提供する。

3. 戦 略

目的達成のための提案戦略は、教員の訓練、養成を基本とする。

1984年に行動が開始され、1985年中続行された結果、国内の31区のうち16区で各学校区につき3名の人口教育普及教師がつけかわれた。こうして養成された教員は、1986年に次の州にて開始される師範学校における行動プロジェクトに組みこまれることとなろう。アグアスカリエンテス、バハ・カリフォルニア、バハ・カリフォルニア・スル、カンペチエ、コリマ、グアナファト、ミチョアカン、ナジャリット、オアハカ、ケレタロ、サンルイスポトシ、ベラクルス、ユカタン、サカテカス、及びタバスコ。

こうした行動は学校のカリキュラムに人口教育をふくむことを業務とする学校教育プログラム、および制度化のための必要な人員の養成と普及を業務とする学外人口教育訓練プログラムに適應する。

必要な資源と時間のない場合は、モデルが後に適應される援助、推進のオプションとして見なされる段階が提起されている。

3.1. 合同活動プログラムについての代表者への通知

3.2. 2～3時間の情報セッションを通して教師、生徒全員の認識化をはかる。

1986年1月はじめの週から開始される。

3.3. 一分野あるいは可能な場合は全員の教師の、普及者としての訓練、別添1のカレンダーに従って、1月の第3週より実施、25時間で5日間にわたる研修として行う。

3.4. 師範学校の指定した人員に訓練を終了しだい、次の様々な形態で人口教育の普及が実行に移される。

- 日常教育プログラムへの組み入れ。
- 残りの教師への人口教育の移転。
- 会議，情報セッション，特別研修を組織しての普及。
- カリキュラムに組み入れた後，人口教育の教授。

4. 評価と継続

一般人口法の規定で国家人口審議会は，計画の初期，戦略，結果について評価プロセスを維持することが定められている。この責任はプログラムを担当する構造機構を単位の各々に相応するものである。

学外人口教育訓練の場合，評価プロセスは結果の測定を越すもので，継続して情報をもたらすフィードバックシステムを構成し，それを基にして，目的目標に応じて達成された進歩が記録されると同時に諸人口グループがその特殊な現実の機能と限定された時機において支配する価値観，行動基準，姿勢についての知識を豊富にするものであり，応用教育モデルを完成し，あるいは必要であれば同モデルを再構成，修正するために，普及者のもつ知識を深め，それをより現実的なものとする必要が見い出され，応用教育モデルの評価がなされる。

